

(指摘及び改善要望)

監査報告書39頁

2 事業の実施状況

(2) 託老サービス事業

託老サービス事業は施設の有効利用対策として平成12年から実施しています。15年度における利用状況は表のとおりで、この事業にともなう収入は94万円となっています。

なお、託老サービス事業は利用者が少なく、今後の需要も見込めないとして16年3月末日をもって終了しています。新規事業の実施にあたっては、別会計で処理することが望まれます。

(講じた措置)

新規事業の実施にあたっては、別会計で処理することについては、定款の第5章公益を目的とする事業(種別)第25条及び第26条の規定及び経理規程(会計単位及び経理区分)第5条に基づき特別会計で処理し、改善を図ります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書40頁

3 補助金の交付について

(1) 補助の目的

補助金交付にあたっての基準等詳細についての定めがありません。具体の団体に対する補助金の交付にあたっては、交付の目的、補助対象事業の範囲、補助額算出方法等について定めた補助金交付要綱を設けておくことが求められます。今後、補助金の交付にあたっては、補助金交付要綱を整備し、条例、規則及び当該要綱に従った適正な事務処理に努めてください。

(講じた措置)

社会福祉法人和光会に対する補助金の交付にあたっては、社会福祉法人和光会補助金交付要綱を平成17年3月8日付けで決裁を得て、同年4月1日から施行します。

今後は、同補助金交付要綱に基づいて適正な事務処理に努めます。
なお、社会福祉法人和光会補助金交付要綱は別紙のとおりです。

(別紙)

社会福祉法人和光会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人和光会(以下、「和光会」という。)が運営する軽費老人ホーム一里山荘(以下、「一里山荘」という。)の安定的な運営及び充実を図り、もって高齢者福祉の向上に資することを目的に、社会福祉法人の助成に関する条例(昭和40年4月1日西宮市条例第2号)及び同条例施行規則(平成6年6月15日西宮市規則第5号)に基づき一里山荘の事業費の全部又は一部を市が補助することに関し、必要な事項を定める。

(補助事業、補助対象経費等)

第2条 この補助金の対象となる和光会の補助事業対象及び基準額に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(交付申請書に添付する書類)

第3条 この補助金の交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助金所要額調書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 この補助金の変更交付申請書に添付する書類は、前項各号の書類に準ずるものとする。

(実績報告書に添付する書類)

第4条 この補助金の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助金精算額調書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付額)

第5条 この補助金の交付額は、別表に定める基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、予算の範囲内とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、補助金等の取扱いに関する規則(昭和58年3月31日西宮市規則第81条)の規定によるものとする。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別表 社会福祉法人和光会の補助対象経費及び基準額（市長が必要と認める額）

社会福祉法人和光会補助金交付要綱別表に規定する基準額（市長が必要と認める額）を次のとおり定める。

なお、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

補助対象経費		基準額（市長が必要と認める額）
本部会計運営費	・役員報酬	533,000円
B型施設運営費	・職員俸給（施設長） ・職員諸手当（施設長） ・非常勤職員給与 ・法定福利費 ・手数料 ・損害保険料 ・修繕費 ・会費負担金 ・水道光熱費	14,798,000円

3 補助金の交付について

(3) 補助金の交付手続

補助金の交付申請書に条例第 4 条に定める財産目録、貸借対照表、収支計算書の添付がない等の状況が見られます。これらの添付書類は、法人の経営状況、財務状況を確認する資料で、補助金の適切な交付のための判断資料となるものです。

今後、条例の規定に従った適切な事務処理に努めてください。

(講じた措置)

補助金の交付申請書に条例第 4 条に定める財産目録、貸借対照表、収支計算書の添付がない等の状況については、市が平成 17 年度から制定し、適用する社会福祉法人和光会補助金交付要綱のなかで交付手続が明確に示されることから、同要綱に従い適切な事務処理に努め、改善を図ります。

3 補助金の交付について

(3) 補助金の交付手続

提出された予算書に託老サービス事業の利用料収入その他が計上されていないもの、補助対象としている賃金、光熱水費のように予算額と実績額に開きのあるものが見られます。

今後、収支予算については、すべての収入・支出について、適切な見込額により予算書を作成し、補助金の申請書に添付するように、努めてください。

(講じた措置)

収支予算については、すべての収入・支出について、適切な見込額により予算書を作成し、補助金の申請書に添付することについては、過去の経過・実績等を勘案するとともに市との連絡・調整を密接にしながら適切な見込額により予算書を作成し、補助金の申請書に添付するよう改善を図ります。

3 補助金の交付について

(4) 補助金の精算

補助金の返還については、交付条件に違反したことにより返還を求める場合を除き、補助事業終了後に「補助金等の取扱いに関する規則」(以下「補助金規則」という。)第 14 条に定める実績報告書を提出し、市は、この報告書に基づいて精算額を決定し、返還を命じることとされています。しかし、この実績報告書の提出が行われていません。

今後、補助金規則に従って、精算手続を行うように努めてください。

(講じた措置)

補助事業終了後に「補助金等の取扱いに関する規則」第 14 条に定める実績報告書を提出することになっているものの、それが行われていないことについては、平成 17 年度から適用される市の社会福祉法人和光会補助金交付要綱のなかで補助金の交付・精算手続きが明確に示されます。今後は、同要綱の規定に従った精算手続きを行い、改善を図ります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 4 3 頁

5 会計処理

15 年 6 月に新経理システムを導入したのを契機として収入・支出伝票が全く作成されていません。収入・支出伝票は個々の収入、支出の基本的な手続きとなるもので、全く省略してしまうことは支出の決裁あるいは会計のチェック機能の観点からも適正な方法ではありません。会計手続きの変更にあたっては、まず、経理規程の変更を行って、その後を実施するようにしてください。

(講じた措置)

平成 16 年 12 月 22 日に開催された理事会・評議員会において承認された新経理規程(会計伝票)第 11 条で、必ず会計伝票を作成してチェック機能を果たすよう規定し、改善を図りました。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 4 3 頁

5 会計処理

貸借対照表の資産計上の一部に不適切な計上が、財務諸表間に一部不整合が見られます。今後、経理規程、公益法人会計基準に基づいた、適正な会計処理に努めてください。

(講じた措置)

適正な会計処理に努めることについては、新経理システム(ソフト名:福祉大臣)を有効活用し、経理規程及び社会福祉法人会計基準に基づいた、適正な会計処理をするよう改善を図ります。

6 補助金の使途について

補助申請時に修繕費として計上された受水槽・高架水槽の取替工事費が他の修繕工事に使用され、光熱水費として交付されたものが、賃金の不足分に充当されるなどの状況が見られますが、変更について、市との事前協議、事後報告が行われておらず、市はその事実を把握していません。

今後、補助金の使用について執行内容を変更する必要がある場合は、事前に市と協議し、必要に応じて補助金の変更申請等の手続きを行なうこと等により、適正な補助金の執行に努めてください。

(講じた措置)

補助金の使用について執行内容を変更する必要がある場合は、事前に市と協議し、必要に応じて補助金の変更申請等の手続きを行なうこと等により、適正な補助金の執行に努めることについては、常に市との事前協議、事後報告を密接に行い、適正な補助金の執行に努めるよう改善します。

(指摘及び改善要望)

7 所管課の事務について

和光会補助金について、市は基準を定めていません。今後、補助金のあり方についての検討が求められます。

(講じた措置)

補助金のあり方については、庁内において健康福祉局長を委員長とし、長寿福祉課を事務局とする社会福祉法人「和光会」支援検討委員会を設置し、平成 15 年 10 月 28 日に第 1 回同支援検討委員会を開催しました。

今後とも補助金のあり方について引き続き検討してまいります。

(指摘及び改善要望)

7 所管課の事務について

和光会の理事の過半数は、市職員及び市職員のOBとなっています。中でも健康福祉局長が理事として就任するなど、実質的に法人運営が、市の方針に沿って行われ、補助金は和光会の運営に不可欠のものとなっています。そのため、より一層の、法人活動全般にわたっての適切な指導が求められます。

今後、補助要綱の制定等による明確な交付基準の設定と、法人に対する法令に基づいた申請等の手続の適切な指導を行い、適正な補助金の執行に努めるとともに、和光会の将来の位置づけ等の検討も必要かと思われます。

(講じた措置)

社会福祉法人和光会補助金交付要綱を平成 17 年度から施行し、適正な補助金の執行に努めます。

また、社会福祉法人「和光会」支援検討委員会を設置しており、「一里山荘」の今後のあり方について引き続き検討してまいります。